

## 長野県地域防災計画令和3年度修正(案)への県民意見公募結果

- 1 募集機関 令和3年11月12日(金)から令和3年12月11日(土)まで
- 2 件数 1件
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

	お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
1.	<p>風水害対策編 第1章 第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 (1) イ (キ)</p> <p><b>【意見】</b> 上記のうち、一番最後の案文の「知識を教える」→「知識を学べる」または「知識を得られる」と修正すべきである。</p> <p><b>【理由】</b> 案文は、国の「防災基本計画」の案文を、そのまま引き継ぐ形となっているが、「教える」は「教える」立場からの「上から目線」の言葉である。 国民の立場から言えば、知識を「学ぶ」または「得る」という内容であるため、「知識を学べる」または「知識を得られる」と書く方がふさわしい。</p>	<p>当該項目については、国の防災基本計画に合わせて修正したところですが、ご提案の内容は、長野県総合5か年計画 しあわせ信州創造プラン2.0の重点政策1「学びの県づくり」につながり、また、県民の皆様と協力して防災対策を推進する本地域防災計画の主旨とも合致と考えます。</p> <p>そのため、該当の部分を「必要な知識を学べる」に変更いたします。</p>